

『インドネシア経済史研究—植民地社会の成立と構造』 ミネルヴァ書房、1993年

(はしがきの抜粋)

本書の課題は、19世紀のジャワを主な対象として、植民地成立期の社会経済構造とその変動を分析することである。インドネシアにおけるオランダの植民地経営は、少なくとも19世紀中葉段階まではジャワに集中しており、それ以外の諸島(外島)の植民地化は、19世紀後半に入ってようやく本格化した。オランダのジャワ支配は、1619年のバタヴィア建設以来の長期に亘るが、その社会経済構造の再編成を伴うような植民地経営の展開は、強制栽培期(1830年~1869年)以降のことである。19世紀の社会経済構造の変容が、その後のジャワ社会のあり方を大きく規定したと言える。ジャワ以外の諸島・諸地域の植民地化は、本書では十分には扱えないが、19世紀後半に入ってジャワとともにオランダ植民地経営の拠点となった東部スマトラについては、一つの章を設けてその特徴を検討している。

植民地社会の構造分析に際しては、とくに次のような分析視角が重要であろうと思われる。すなわち、植民地支配が、在来社会の発展段階=社会経済構造の特質に規定されて、どのように在来社会に適合した支配を展開したか、さらにその支配の深化とともに自己の経営政策をどのように貫徹していったのか、またそのことが翻って植民地社会にどのような特質を付与することになったのか、という視角である。換言すれば、在来社会が植民地支配のあり方を規定する側面と、植民地支配が在来社会を再編成する側面、この両者の相克のなかで植民地社会の構造と変動を捉えることである。

ところで、歴史研究は一般に、先行の研究水準と史料のあり方に強く制約されることになるが、本書もその例外ではない。この研究分野では、特定のテーマを追求できるだけのまとまりのある一時史料(手書きの未公刊史料)がきわめて限られており、したがって史料のあり方に制約されて個々のテーマを設定せざるをえなかった。それゆえ、本書では、利用できる一時史料に即して個別テーマを選択し、特定の側面から上記課題に接近することになっている。

以下、章別に検討課題を示しておこう。

第1章では、これまでの内外の研究で集中的に取り組まれてきたジャワのオランダ直轄領について、主に19世紀に関する最近の研究動向を整理している。日本では、諸外国における最先端の研究を批判・吸収するという姿勢がきわめて不十分であることに鑑み、ここでは優れた学位論文を中心に諸外国の先行研究の到達点を示し、その検討を通して本書の課題の一端を提示することにした。なお、日本における研究動向は補論1に要約・整理している。

第2章は、王侯領のオランダ政庁への従属化の過程を扱っている。王侯領経済史の研究は、当該期ジャワ経済史のなかでも遅れた分野であるが、植民地化前のジャワの社会経済構造を知るうえからも重要な研究領域である。ここでは、1755年のギヤンティ条約から1918年の村落再編成に至る時期を、外部勢力の浸透が王侯領の自立的権限をどのように制約して

いったかという視点から、3期に区分して検討している。

同じく王侯領が19世紀後半まで存続したマドゥラについて、その植民地化の特徴を補論2に要約している。

第3章から第7章まではジャワ直轄領が分析対象となる。まず第3章では、植民地政庁が強制裁培制度を強行するにあたり、在来の土地制度をどのように再編成したのかを検討する。とくに、これまで論争的となってきた、当該期の土地共有制の性格をどう評価するかが重要な論点である。

第4章では、現地人首長層の諸権能に焦点をあてる。植民地化の深化とともに、植民地当局と現地人首長層の共生＝対立関係の展開を、主に土地所有関係の再編過程に即して検討している。植民地化前には王権のもとで複雑に序列化していた首長層が、植民地行政機構に組み込まれていく過程を捉えたい。

第5章は、強制裁培期農村の労働力編成についてである。強制裁培が導入された農村において、各種の賦役労働や「賃労働」はどのように組織されていたか。さらに、近年諸外国で注目されている、土地（耕地）を持たない隷属民が、強制裁培の労働力編成のなかでどのように位置づけられていたのかが重要な論点である。

第6章では、ジャワに特有の税役制度について検討する。史料的制約から1880年代＝プランテーション体制移行期が対象となるが、当該期は賦役の漸次的縮小と金納租税体制への移行が本格化しつつあった。植民地政庁の政策転換と対応して、農村社会にどのような構造変化が進展していたかが課題となる。

第7章では、20世紀初期のジャワ農村社会の特徴を若干の個別事例によって検討する。これは、本書の課題を超えるものではあるが、プランテーション体制期に入って以降の農村の変容を垣間見ること、今後のジャワ経済史研究の展望に代えたいと考える。

第8章は、東部スマトラ社会に目を転じる。外島の植民地化は19世紀後半に入って本格化するが、そのなかで一大プランテーション地帯へと変貌をとげ、19世紀後半以降は、ジャワと共にオランダ植民地経営の拠点となったのが東部スマトラである。ここでは、外部労働市場に依存した独特の労働力編成が特徴的である。

また補論では、東部スマトラ以外の外島における植民地化と社会構造の変動について、近年の注目すべき研究の検討によって補足している。取り上げる地域は、西部スマトラ（ミンカバウ）、東南部カリマンタン、ロンボクである。

最後に終章では、インドネシア植民地社会論に接近するための暫定的総括として、植民地成立期の社会経済構造分析から得られた論点の再整理を行い、さらに今後の課題設定を試みている。

「植民地社会論への視座」（終章の抜粋）

はじめに

本書は、植民地成立期の社会経済構造を分析の主題としており、しかも地域的にはジャワ

と東部スマトラが中心となっている。今後は、プランテーション期（植民地政策の時期区分では、「自由主義政策」期と「倫理政策」期）の広い地域にわたる検討を経て、植民地社会論の全体像を構築しなければならず、以下では、そのための課題設定を狙いとしている。なお、ここで示す四つの課題は、いうまでもなく相互に密接にかかわっているが、あくまで論点整理のための便宜的な区分に過ぎない。

1 土地所有関係

ジャワの王侯領でみられた封土制下の土地所有関係は、植民地化前のジャワ社会における都市制度を知る上からも重要な課題であった。王族・官僚—在地のドゥマン・ブクルー土地保有農民・隷属民という重層化した土地所有関係は、内領を典型として、それ以外の地方でも類似の関係が展開していた。このような在地の土地制度に順応しつつ、植民地化が進展していくことになる。領土の割譲によって、旧来の封土制はその再編を余儀なくされ、さらに植民地当局は、中国人による徴税請負制を介在させて、上級土地所有権＝租税収取権を徐々に浸食し、オランダ資本による土地所有関係への直接的介入を経て、ついには封土制そのものを廃棄させ、直轄領に準じた土地制度の採用を強いた。スルタン・王族の支配地域に植民地支配が浸透していくとき、在来の土地所有関係をどのように改造し、植民地経営に適合的な土地制度への再編を図るのか、今後は比較史的な研究の積み重ねが重要となる。

一方、ジャワの直轄領では、強制裁培制度の導入に際して、在地の土地所有関係の擬制的再編が進展した。上級首長層には、マタラム時代の封土制に似せて土地所有権＝租税収取権が付与されたが、しかしこの段階では植民地当局による統制も強化された。村落レベルでは、旧来の職田制が温存された。マタラム時代の重層化した土地所有関係は、植民地当局を頂点とし、一定の形態変化を伴いながら存続したともいえよう。

農民の土地保有権は、水田を利用するインディゴと甘蔗の栽培地帯を中心に、「共同的保有」が強化された。その規模と範囲については、論者によって見解の異なるところであるが、少なくとも政策的には農民層の分解を抑え、賦役負担者の安定的確保が図られたことは疑いない。ケドゥ地方の事例に即してみても、この点は確認できた。強制裁培期の土地共有化は、ジャワ固有の土地制度の擬制化と捉えるべきであり、賦役労働に依存した植民地経営の段階に適合的な土地政策であった。したがって、私企業によるプランテーション経営の段階に入ると、かかる土地政策は徐々に後退する。それでも、土地と労働力の確保が、依然として在地の有力者を通じて行われ、賦役の重圧もお存続したために、全体としてみれば土地共有制の後退はきわめて緩慢な過程を辿ることになった。

2 労働力編成

オランダの植民地支配は、在来社会の労働力をどのように再編成し、これを利用したのか、この点ではギアツ理論の批判的研究やブレマン、オンホッカムらが提起している農民階層論、とりわけ隷属民研究の継承が重要であろう。

マタラム時代の封土制下においては、土地保有農民から多様な隷属度の下層農民まで、農民層内部には複雑な身分序列が存在し、在地権力はこれを一定の身分体系に編成していたものと思われる。隷属農民層は、植民地支配下に入っても、一定の構成的比重をもって存在したが、そればかりではなく強制裁培制度の拡張に伴って、隷属民の義務負担内容も変化し、強制裁培の追加的労働力の供給源としても利用されるようになった。旧社会の身分階層制の擬制的再編である。

強制裁培も末期になると、各種の労働が賦役から「賃労働」へと徐々に移行していくが、その内実の評価は慎重でなければならず、有償労働の拡大がただちに「自由労働」を意味するものではなく、独自に労働力調達を行う工場も在地の村落支配者層に依存する面を強く残していた。

プランテーションと金納租税体制への移行後も、賦役はなお存続しており、旧来の賦役賦課方法を維持したままの商品貨幣経済の進展は、農民層の分化を促進することになる。つまり、隷属民を抱え代行によって賦役負担を処理できる上層農に対して、賦役の重圧を直接受ける中・下層農の没落である。名実ともに賦役金納化が進展すれば、前期的な下層身分＝隷属民はその存在意義を徐々に失い、底辺労働力の性格も変化するものと思われる。

このように、ジャワにおける輸出セクターへの労働力の析出は、在来の労働関係に依拠しながら、しかも植民地経営の諸段階に必要な部分的改造を伴って展開した。

一方、東部スマトラのプランテーションでは、その初期には中国人債務移民、さらにはジャワ人移民の定住化によって労働力を確保したが、タバコ生産の中国人クーリーに対しては、懲罰規定を含む巧妙な労働者管理のシステムが導入され、労働者の農園緊縛が図られた。単身債務移民（主に中国人クーリー）にせよ、家族ぐるみの定着型（おもにジャワ人）にせよ、出稼ぎまたは季節的なプランテーション「賃労働」は、食糧その他の消費物資をもっぱら他のセクターに依存しており、再生産に最低必要な低賃金の構造が生み出されたことになる。

このような輸出セクターの拡大に伴う労働力の析出と動員の諸特徴は、植民地社会に特有の労働力編成のあり方としてさらに検討が必要である。

3 農村経済

オランダによる輸出向け農産物の生産・管理は、強制裁培期のジャワにおいて初めて本格化した。それが農村社会に与えたインパクトは、特に平野部水田地帯において顕著であった。農民は、甘蔗生産との輪作に組み込まれて、持続的・計画的な農業生産の展望を否定され、しかも食糧生産すらさまざまな制約を受けた。食糧生産と甘蔗生産の転換期の無償造成作業、早稲品種の栽培強制、工場の水利用による乾期裏作の制約、村落間では農民保有水田の調整など、農業経営の不安定化は不可避であった。一方では、栽培報酬が流通する貨幣量を増大させ、農村の貨幣経済＝商品生産と輸入工業製品（とくに繊維）の流入を促進するとともに、とりわけ下層農民は貨幣収入に依存せざるを得ない存在となった。

このような農村経済の変化は、プランテーション体制への移行を準備したと言えるが、エルソンやファッスールが指摘するように、大量の貨幣報酬の流入と貨幣経済化に伴う商品流通をもって「農村の繁栄」とみるのはやや短絡的であるように思える。すでに指摘したように、強制裁培期の土地共有制の強化は、政策的には農民層分解の抑制を狙ったものであったが、村落単位租税賦課、在地首長層を通じた土地と労働力の調達、現地人首長層に有利な栽培報酬の分配などは、村落共同体の再編強化と成員の階層化を明確にする結果となった。この側面こそ、村落の構造変化として重視すべきであろう。ジャワ研究に関しては、プランテーション期（政策区分ではとくに「倫理政策」期）の村落の構造変化とプランテーション経済の結合のメカニズムの解明が今後の重要課題となろう。

東部スマトラでは、在来の移動農業はタバコ生産のサイクルに組み込まれ、しかも指定作物のみに制限されて、タバコ生産の動向によって自給農業の存立自体が左右されることとなり、現地人農業の不安定化は一層深刻であった。ゴム農園の生産者も、食糧生産を犠牲にした換金作物の拡大を余儀なくされており、やはり深刻な食糧危機を内包する生産構造を強いられた。

4 植民地行政機構

ジャワ王侯領では、領土割譲に伴う封土制の再編によって、封土は極端に細分化し、しかもブクル支配地域を単位とする村落の分断も顕著であった。植民地当局は、効率的な土地と労働力の確保を要求する外国資本の要請に応じて、封土制の廃止と旧村落の分離・統合によって行政村化を図った。ここでは、封土所有者の土地所有＝徴税権は剥奪されたが、ブクルなどの在地の支配者層は新行政村の村役人に任命され、村落レベルでは在地の旧権力との継承性は明瞭である。これは、外国企業の借地と労働力がブクルを介して行われ、農園の指揮・監督もブクルに依存していたためであろう。

ジャワ直轄領における「強制裁培」期のオランダ支配は、ブパティ以下の在地支配機構にはほとんど関与しなかったが、ダーンデルス＝ラッフルズの現地人行政への積極的介入を経て、画一的な行政機構の整備が始まった。しかし、強制裁培制度の段階では、一面で在地における首長層の慣習的権限を剥奪せず、旧社会の身分秩序を維持して、植民地行政に協力的な地方有力家族の温存を図った。ただし、首長層の土地所有権＝租税収取権には一定の規制を加え、強制裁培を円滑に実施させる範囲で許容されている。

ジャワの強制裁培初期には、「中間」首長と呼ばれる旧社会の在地支配者も、非公式ながら労働力の組織化に動員されたが、制度の後退と行政機構の整備が進展すると、上級首長や「中間」首長の権限は徐々に奪われ、プランテーション体制の法体系の導入とともに、彼らは植民地行政官としての性格を強めていく。

ところが、ジャワ直轄領の村落支配者層は、植民地化によって強化された村落共同体の最上層に位置し、土地と労働力の調達という点で、村落と輸出向け生産セクターを結びつける要の地位にあり、村落行政が植民地の末端行政としての性格を強めた後も、その権限はなお

強力であった。

一方、東部スマトラでは、マラヤ人首長＝スルタンの権限に依存して農業租借地が拡大していったが、ウルン共同体を核とした旧来の自律的共同体社会は再編成を強いられ、スルタンを頂点とする階層的行政組織として植民地行政機構に一体化された。

このように、植民地行政の整備過程で、現地人支配者層への対応は地域によって異なるが、19世紀末以降の現地人官吏養成政策が行政組織の性格をどのように変えたのか、また20世紀初頭の「倫理政策」に伴う地方行政政策の評価など、今後の検討が必要である。

このように見てくると、植民地支配による在来の社会経済構造の擬制的再編は、当該社会に固有の諸制度に強く制約されているが、植民地当局はそれに順応しながら、支配の諸段階に適合的な改造を試みたといえよう。その過程で、在地の権力関係は、植民地行政機構のなかへ徐々に吸収され、植民地経営に必要な範囲で現地支配層の権能が温存・利用されている。農村経済は、輸出向け農産物生産に統合され、世界市場にリンクすることになるが、貨幣経済と商品生産が一層拡大すると、直接生産者の分解も進展する。農民・労働者は、輸出セクターへの依存を深めながら、変化する環境のなかで新たな生産様式を迫られたのである。このような社会経済変動のプロセスについて、植民地期全体を比較史的に検討し、植民地社会論の全体像を構築していくことが課題となる。